

問

(1)

①概要 (5点)

相続税について申告書を提出する場合又は更正もしくは決定をする場合において、相続又は包括遺贈により取得した財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によってまだ分割されていないときは、その分割されていない財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従ってその財産を取得したものとしてその課税価格を計算するものとする。

②趣旨 (2点)

遺産の分割が行われない限り相続税の課税ができないとすると、遺産の分割を恣意的に遅延して課税を遅らせることができる。遺産分割を早期に行った者とそうでない者との間で相続税について不公平が生ずることとなるため。

(2)

①相続税の申告手続

イ配偶者A (3点)

遺産分割により相続税の課税価格は3億円から1億5,000万円となり、相続税額が過大となるため、更正の請求をすることができる。

ロ子B (3点)

遺産分割により相続税の課税価格は1億5,000万円から2億5,000万円となり、相続税額に不足が生じるため、修正申告をすることができる。

ハ子C (3点)

遺産分割により相続税の課税価格は1億5,000万円から2億円となり、相続税額に不足が生じるため、修正申告をすることができる。

②関連する条文

イ更正の請求 (3点)

相続税について申告書を提出した者又は決定を受けた者は、次の事由により課税価格及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、課税価格及び相続税額につき更正の請求をすることができる。

ロ修正申告 (3点)

相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出した者（決定を受けた者を含む。）は、次の事由が生じたため既に確定した相続税額に不足を生じた場合には、修正申告書を提出することができる。

ハ特則の事由（次の事由） (3点)

未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合にお

いて、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと

(3)

①特例対象宅地等に該当するか

イ配偶者A (2点)

被相続人が居住の用に供していた宅地等を配偶者が取得したため、特定居住用宅地等に該当する。

ロ子B (2点)

被相続人が居住の用に供していた宅地等を同居親族であるBが取得し、その後引き続き居住の用に供し、宅地等を所有しているため、特定居住用宅地等に該当する。

ハ子C (2点)

更地であるため、特定居住用宅地等に該当しない。

②財産の面積

イ配偶者A (2点)

$$300 \text{ m}^2 \times \frac{1 \text{ 億円}}{3 \text{ 億円}} = 100 \text{ m}^2$$

ロ子B (2点)

$$300 \text{ m}^2 \times \frac{3 \text{ 億円} - 1 \text{ 億円}}{3 \text{ 億円}} = 200 \text{ m}^2$$

③関連条文

イ小規模宅地等 (4点)

個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、その相続開始の直前において、被相続人又はその被相続人と生計を一にしていたその被相続人の親族（以下「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして一定のものを含む。以下同じ。）の用又は居住の用（※1）に供されていた宅地等で一定の建物又は構築物の敷地の用に供されているもののうち一定のもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。以下「特例対象宅地等」という。）がある場合には、その相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、その個人が取得した特例対象宅地等又はその一部でこの規定の適用を受けるものとして選択したもの（以下「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合のその選択特例対象宅地等（以下「小規模宅地等」という。）に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額は、その小規模宅地等の価額に一定の割合を乗じて計算した金額とする。

ロ特定居住用宅地等の意義 (3点)

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等でその被相続人の配偶者又は次の要件を満たすその被相続人等の親族が相続又は遺贈により取得したものをいう。

(要件)

その親族が相続開始の直前においてその宅地等の上に存するその被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その建物に居住していること。

(4)

①贈与税の取扱い (4点)

配偶者居住権を消滅させたことにより、配偶者居住権はその所有者に移転したものと考ええる。したがって配偶者Aから子Bに対して贈与があったものとして課税関係が生じる。

②関連条文 (4点)

一定のみなし課税の規定の適用がある場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時において、その利益を受けた者が、その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与（その行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。